

すこやか共済は
月々900円!!

すこやか共済に新スタイル!!

プラス300円で
死亡保障を増額!!
(後遺障害)

保障内容は裏面です



すこやか共済	←	月々900円
すこやか共済ワイド	→	月々1,200円

加入年齢
満6歳から
満79歳まで
ご加入いただけます
※満80歳になって最初に迎える満期日まで保障は継続されます

保障
業務上、業務外を
問わず保障は
24時間365日
が対象です

入院保障
日帰り入院から
お支払い対象です

通院保障
1回だけの通院でも
お支払い対象です

保障内容

すこやか共済 月々900円

	満6歳～満64歳	満65歳～満79歳
傷害死亡・高度障害 (事故の日から180日以内)	1,000,000円	1,000,000円
傷害による後遺障害 (事故の日から180日以内)	500,000円～20,000円	500,000円～20,000円
傷害による入院 (事故の日から1年以内120日限度)	日額 4,000円	日額 2,000円
傷害による通院 (事故の日から1年以内90日限度)	日額 2,000円	日額 1,000円
長期入院一時金 (連続して30日以上入院)	100,000円	100,000円
退院祝金 (5日以上継続入院後、退院)	20,000円	20,000円

すこやか共済ワイド 月々1,200円 (900円+300円)

▼ すこやか共済に以下の保障が付加されます ▼

傷害死亡・高度障害 (事故の日から180日以内)	2,000,000円
傷害による後遺障害 (事故の日から180日以内)	1,600,000円～60,000円
災害死亡・高度障害 (事故の日から180日以内)	4,000,000円
災害による後遺障害 (事故の日から180日以内)	3,200,000円～120,000円

※災害とは、火災(建物内にいた時)、台風旋風、落雷等(地震、噴火、津波を除く)をいいます。(詳しくは、約款をご確認ください。)

共済金はこんな時にお支払いします

機械に足をはさまれ、右足を骨折し40日間入院し、退院後10日間通院した。

6歳～64歳の場合

- 入院共済金 …… 4,000円×40日間=160,000円
- 通院共済金 …… 2,000円×10日間= 20,000円
- 長期入院一時金 …… 100,000円
- 退院祝金 …… 20,000円

合計 300,000円をお支払いいたします。

65歳～79歳の場合

- 入院共済金 …… 2,000円×40日間= 80,000円
- 通院共済金 …… 1,000円×10日間= 10,000円
- 長期入院一時金 …… 100,000円
- 退院祝金 …… 20,000円

合計 210,000円をお支払いいたします。

作業中に足場から転落し、死亡した。

すこやか共済の場合

1,000,000円をお支払いいたします。

すこやか共済ワイドの場合

3,000,000円をお支払いいたします。
(1,000,000円+2,000,000円)

お支払事例

■お申し込み手続きと重要な事項

- お申し込み手続きは簡単です。ご加入のお申込みは、所定の申込書に必要事項をご記入、ご押印の上、取扱代理所へお申込みください。
- ご契約はキャッシュレスで、お申込み翌月26日に2ヶ月分+出資金100円(組合員資格のある方で初めてご加入される場合)を指定口座より振替いたします。
- 2回目以降の共済掛金は、毎月26日(1ヶ月分)に預金口座より振替いたします。
- 保障開始はお申込日の翌日午前0時からです。
- 法人が役員、従業員全員を契約する場合、掛金は損金処理ができます。また、個人事業主の方が従業員全員を契約する場合、掛金は必要経費として処理することができます。
- ご契約の際、重要事項説明書をお渡ししています。重要事項説明書では個人情報の取扱、ご契約時、ご契約後、事故時などの重要な事項について説明をさせていただきますので、ご一読の上、お申込みください。
- クーリングオフについて
クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回)は共済期間が1年以下のものに関しては対象外になります。すこやか共済は、共済期間が1年となっておりますのでクーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。詳しくは「重要事項説明書」を必ずご覧ください。

■ご加入いただけない方

〈申込日現在、申込書記載の職業(危険職種)に従事している方〉

危険職種は主に次に掲げるものをいいます。

1. 自動車、自転車、モーターボート等の競争選手
2. テストドライバー、テストライダー、テストパイロット等の職業従事者
3. プロレスラー、プロボクサー、力士等の職業従事者
4. 船舶乗組員、漁夫、船頭その他船舶に搭乗することを職務とする方
5. 坑内夫、隧道内の作業に従事する方
6. スタントマン、かるわぎ師、その他これらに類する方
7. 潜水、潜函、サルベージ等に従事する方

■共済金のお支払いについて

下記に該当の方は共済金をお支払いできません。

1. 第1回目の口座引落ができなかった場合は、契約は無効となり、再度契約のやり直しが必要となります
2. 契約申込書や共済金請求書に不実の記載があったとき、又は加入が無効もしくは解除されたとき
3. 共済金受取人又は被共済者の故意による場合並びに犯罪行為、刑の執行又は拘留もしくは入監中に生じた事故の場合
4. 戦争、変乱等によるとき
5. 自殺によるとき
6. 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」、「頸椎捻挫」)又は腰痛で他覚症状のないもの

取扱代理所

みえ共済 三重県中小企業共済協同組合

- 本部・津営業所 / 〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階 TEL<059>228-7128・FAX<059>225-9226
- 四日市営業所 / 〒510-0085 四日市市諏訪町2-5 四日市商工会議所4階 TEL<059>353-0810・FAX<059>352-8276
- 東紀州営業所 / 〒519-3611 尾鷲市朝日町14-45 尾鷲商工会議所4階 TEL<0597>23-2949・FAX<0597>23-2952

※このパンフレットはすこやか共済の概要を説明したものです。